

令和7年度事業計画

1. 事業計画

平成24年4月1日付けで公益社団法人に移行し14年目を迎え、社会のニーズに応えるため、組織基盤の強化及び管理体制の整備を図る。

このため、公益目的事業の着実な推進、効果的な普及啓発に努めると共に、効率的な組織運営と会計処理に努める。

基本方針

- (1) 社会的責任を果たすため、各公益目的事業を効果的、効率的に推進する。
- (2) 県民のニーズの把握に努め、関係機関と連携し県民公開講座を積極的に開催する。
- (3) 公益社団法人の適正な事業の実施に資するため、規則、規程等を見直し整備、充実に努める。
- (4) 獣医師倫理の普及・啓発並びに定着を図る。

定款第3条に掲げる目的達成のため、定款第5条及び第6条に規定した事業は以下の通りである。

公1 食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食鳥処理場において食鳥検査、細菌検査及び検査員に対する研修会等を行うことにより、流通する食鳥肉の安全を確保する事業

- (1) 食鳥検査事業
- (2) 検査員研修事業

公2 獣医学術、獣医療の専門知識・技能の普及並びに人材育成を図る事業

- (1) 学術事業
- (2) 学会発表推進事業

公3 狂犬病を始めとする人と動物の共通感染症を予防するために、狂犬病の予防注射推進及び人と動物の共通感染症について正しい知識の普及啓発を行う事業

- (1) 狂犬病予防推進事業：1) 注射済票・鑑札交付事業、2) 広告宣伝事業
- (2) 共通感染症講演会開催事業
- (3) 身体障害者補助犬予防注射助成事業

公4 学校飼育動物に関する保健衛生の向上並びに動物愛護思想、動物福祉の増進及び野生動物保護等の普及啓発を行う事業

- (1) 動物愛護事業
- (2) 学校動物飼育支援事業
- (3) 野生傷病鳥獣保護事業

他1 会員に対する相互扶助等事業

- (1) 会員の互助・福祉厚生事業
- (2) 会員の表彰
- (3) 会員の弔慰、見舞金等の給付
- (4) 獣医療証明書様式等頒布事業
- (5) 獣医師の倫理向上に関する事業
- (6) 獣医師の処遇改善に関する事業

2. 各委員会の開催

各事業推進のために設置している委員会は、設置規定に基づき開催し、事業関係者に周知を図るとともに重要事項は理事会に報告し承認後に周知する。

3. 管理部門

新制度について会員への理解を深めるとともに、役員並びに職員は定款と内部規定等に沿って活動し制度の定着に努める。

- (1) ホームページの管理
- (2) 「紫苑」等の発行
- (3) 各種情報の提供
- (4) 会員の確保
- (5) 勤務獣医師の処遇改善の推進